

地方自治法第252条の20第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から行政区を設置したことに伴い、下表の区域の住所の表示に次のとおり変更があったことを証明します。

住 所 の 表 示	
行政区設置前	行政区設置後
熊本市 【町 名】 ◇番◇号 熊本市 【町 名】 ◇◇番地◇	熊本市 北 区 【町 名】 ◇番◇号 熊本市 北 区 【町 名】 ◇◇番地◇

平成 年 月 日

熊本市長

印

■北区の区域は下記のとおりです。

- ・表中の番地は、平成23年1月1日現在の地番をもとにしたものです。
- ・町名の「丁目」については、アラビア数字により表示しています。

北区に属する町名および番地等（50音順）	
あ	麻生田1丁目, 麻生田2丁目, 麻生田3丁目, 麻生田4丁目, 麻生田5丁目, 改寄町
い	池田3丁目（1番～13番, 14番5号～7号, 14番16号～61号, 15番～22番, 23番19号～25号, 24番～30番, 56番, 57番, 174番地, 188番地～210番地, 363番地～381番地, 391番地～410番地, 422番地1～498番地, 501番地, 532番地1～1272番地89, 1272番地91～1627番地4, 1634番地2～1652番地2, 1653番地2, 1654番地2, 1654番地5, 1654番地6, 1655番地2, 1657番地～1697番地に限る。）、 和泉町
う	植木町鑑田, 植木町有泉, 植木町石川, 植木町伊知坊, 植木町今藤, 植木町岩野, 植木町植木, 植木町上古閑, 植木町後古閑, 植木町内, 植木町円台寺, 植木町大井, 植木町荻迫, 植木町小野, 植木町亀甲, 植木町木留, 植木町清水, 植木町鞍掛, 植木町古閑, 植木町色出, 植木町正清, 植木町鈴麦, 植木町大和, 植木町田底, 植木町滴水, 植木町轟, 植木町富応, 植木町豊岡, 植木町豊田, 植木町投刀塚, 植木町那知, 植木町一木, 植木町平井, 植木町平野, 植木町平原, 植木町広住, 植木町舟島, 植木町辺田野, 植木町味取, 植木町宮原, 植木町舞尾, 植木町山本, 植木町米塚, 兎谷1丁目, 兎谷2丁目, 兎谷3丁目, 打越町
お	大窪1丁目, 大窪2丁目, 大窪3丁目, 大窪4丁目, 大窪5丁目, 大鳥居町
か	梶尾町, 鹿子木町, 釜尾町
き	北迫町
く	楠1丁目, 楠2丁目, 楠3丁目, 楠4丁目, 楠5丁目, 楠6丁目, 楠7丁目, 楠8丁目, 楠野町, 黒髪町大字坪井, 黒髪7丁目（無番地, 89番地2, 100番地～164番地までに限る。）
こ	小糸山町

裏面へつづく

し	清水岩倉1丁目, 清水岩倉2丁目, 清水岩倉3丁目, 清水亀井町, 清水新地1丁目, 清水新地2丁目, 清水新地3丁目, 清水新地4丁目, 清水新地5丁目, 清水新地6丁目, 清水新地7丁目, 清水東町, 清水本町, 清水町大字打越, 清水町大字松崎, 清水町大字室園, 清水万石1丁目, 清水万石2丁目, 清水万石3丁目, 清水万石4丁目, 清水万石5丁目, 下硯川町, 下硯川1丁目, 下硯川2丁目
す	硯川町
た	高平1丁目, 高平2丁目, 高平3丁目, 龍田陳内1丁目, 龍田陳内2丁目, 龍田陳内3丁目, 龍田陳内4丁目, 龍田町弓削, 龍田弓削1丁目, 龍田弓削2丁目, 龍田1丁目, 龍田2丁目, 龍田3丁目, 龍田4丁目, 龍田5丁目, 龍田6丁目, 龍田7丁目, 龍田8丁目, 龍田9丁目, 太郎迫町
つ	津浦町 (1番～3番, 4番1号～5号, 4番15号～28号, 5番2号～33号, 7番17号～58号, 9番～48番に限る。), 鶴羽田町, 鶴羽田1丁目, 鶴羽田2丁目, 鶴羽田3丁目, 鶴羽田4丁目, 鶴羽田5丁目
と	徳王町, 徳王1丁目, 徳王2丁目
に	西梶尾町, 楡木1丁目, 楡木2丁目, 楡木3丁目, 楡木4丁目, 楡木5丁目, 楡木6丁目
の	乗越ヶ丘
は	八景水谷1丁目, 八景水谷2丁目, 八景水谷3丁目, 八景水谷4丁目
ひ	飛田町, 飛田1丁目, 飛田2丁目, 飛田3丁目, 飛田4丁目
ま	万楽寺町
み	貢町
む	武蔵ヶ丘1丁目, 武蔵ヶ丘2丁目, 武蔵ヶ丘3丁目, 武蔵ヶ丘4丁目, 武蔵ヶ丘5丁目, 武蔵ヶ丘6丁目, 武蔵ヶ丘7丁目, 武蔵ヶ丘8丁目, 武蔵ヶ丘9丁目, 室園町 (1番～9番, 10番2号～74号, 11番～20番, 1番地～748番地, 751番地1～923番地, 928番地～933番地1, 938番地3, 939番地3, 940番地2～975番地に限る。)
め	明德町
や	山室1丁目, 山室2丁目, 山室3丁目, 山室4丁目, 山室5丁目, 山室6丁目
よ	四方寄町
り	立福寺町